

地域と学校の連携・協働について

令和6年3月15日

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働推進室

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

任命

(委員) 10～15人程度

- ・地域住民
- ・保護者
- ・地域学校協働活動推進員 など

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

子ども会

民生委員
児童委員

人権擁護
委員

消防団

社会教育
団体・施設

文化・スポーツ
団体

企業・NPO

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事へ
の参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

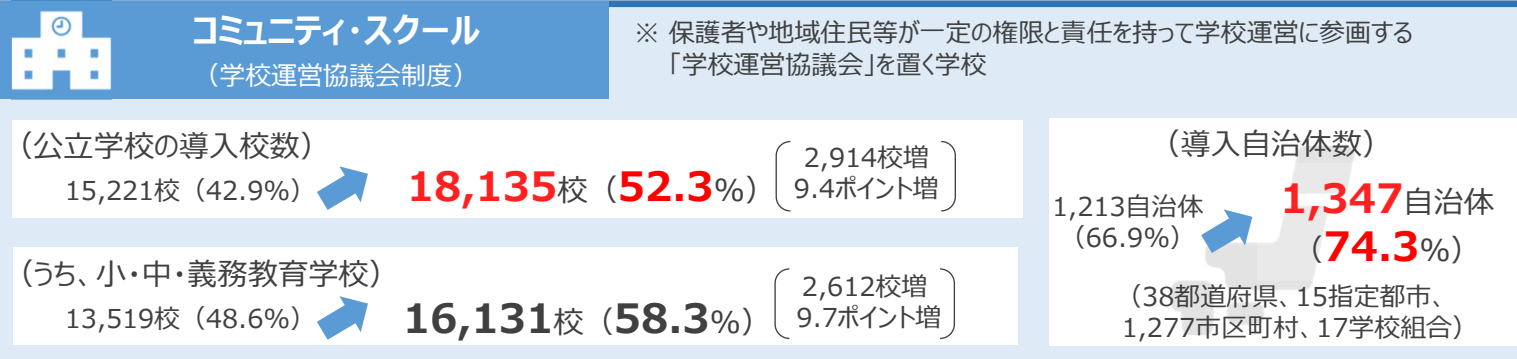
2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

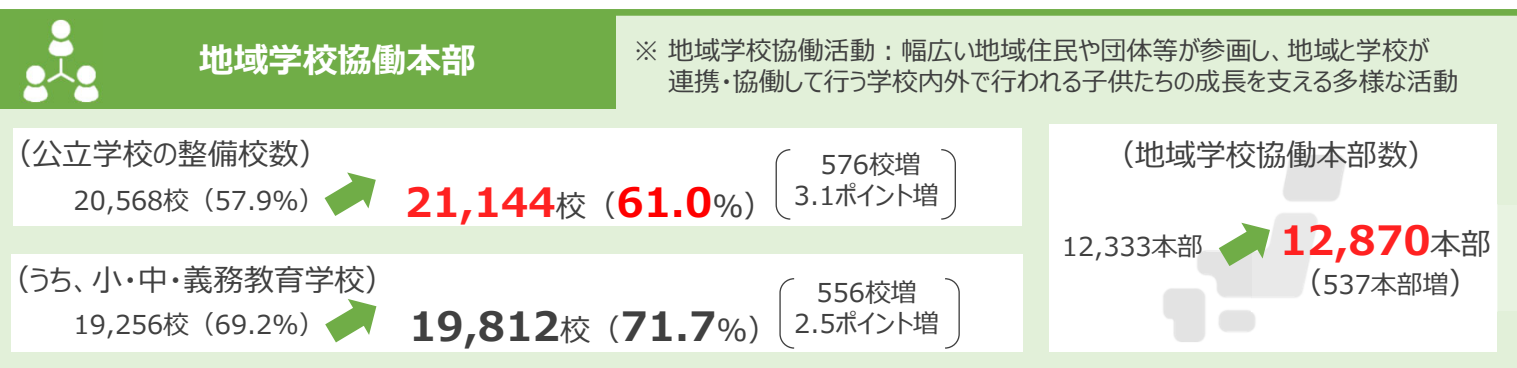
文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

（調査基準日：令和5年5月1日）



※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校（前年度から1,334校減）



コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

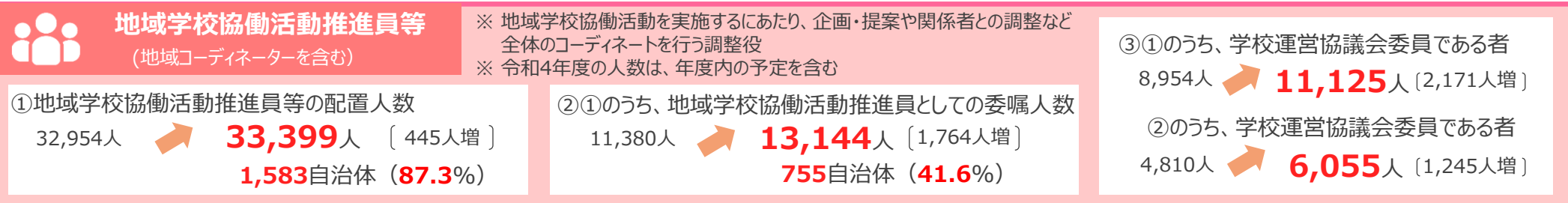
コミュニティ・スクールのみ
4,649校（13.4%）

コミュニティ・スクール
地域学校協働本部 両方
11,180校（31.5%）

➡ **13,486校（38.9%）**

〔2,306校増 7.4ポイント増〕

地域学校協働本部のみ
7,658校（22.1%）



【今後の方針】

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

➡ **更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る**

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

（例）鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年2月時点）

《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）

- ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の指導者の派遣等）
- ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- ・消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- ・公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本証券業協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度予算額（案）

7,050百万円

（前年度予算額）

7,066百万円



文部科学省

現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- ▶ **コミュニティ・スクール**と社会教育活動である**地域学校協働活動**を一体的に推進することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

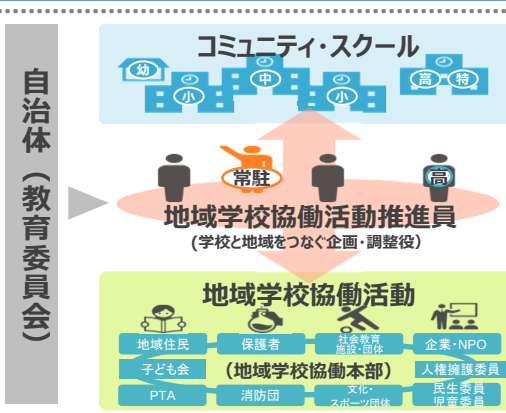
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、（略）**コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとられない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。**…（略）

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。（略）**地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、…（略）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	： 平成27年度～
交付先	： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	： ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	： 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

▶ コーディネート機能の強化

- 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
- 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や、常駐的な活動等を支援**

▶ 地域学校協働活動の実施

- **学校における働き方改革に資する取組、学習支援や体験・交流活動等を支援**

▶ 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化

- **CSアドバイザーの配置促進**
- **地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実**

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施 【参考】予算補助を受ける自治体数 R3:1,345自治体 R4:1,356自治体 R5見込み:1,388自治体
地域学校協働活動推進員等の数の増加 【参考】予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数 R3:27,891人 R4:28,075人 R5見込み:30,000人
コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題（※）を改善・解決した自治体の増加**

- ※子供を取り巻く課題の類型例
- ・学校運営上の課題
（社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など）
 - ・学校と地域の課題
（地域の安全・防災など）
 - ・学校と家庭の課題
（放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など）

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

事業改善・充実のための取組（R5～）

- ▶ 各自治体は、課題に応じた**目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施**
- ▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに**事業全体の成果分析を実施**併せて、**全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる**

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、**自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加**

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）